

令和4年度 委託業務の名称 令和4年度那覇港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務委託

履行場所 那覇港全域

履行期間 契約締結日の翌日～令和5年12月28日まで

特記仕様書

第1条 (本業務の目的)

本業務は、那覇港におけるカーボンニュートラルポート(以下、CNP)形成に向けた方針の設定、温室効果ガス排出量の削減計画等について、各関係機関と協議・検討を行い、「那覇港CNP形成計画」の策定を行うものである。

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」等に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか「那覇港管理組合一般競争入札公告第2号」に記述する業務実績・資格を有するものとする。
		8	管理技術者の直接的雇用関係に	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		9	照査技術者の資格要件について	2	<p>なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。</p> <p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p> <p>管理技術者と同様とする。</p>
		10	照査方法について		<p>本業務においては、詳細設計照査要領（平成29年7月版）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。</p> <p>なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/itaku-doboku-eizen.html</p>
		11	成果物の提出について		<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。</p> <p>業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。</p> <p>成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p>
		12	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		13	保険加入	3	業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
		14	設計変更について	4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。</p> <p>なお、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務は、契約締結後の予算措置状況に応じ、以下の業務内容について、設計変更（追加）を行うことを予定している。</p> <p>なお、設計変更については、監督員と協議の上行うとともに、第5条による取り扱いを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策の検討 ・ロードマップの作成 ・関係者ヒアリング（10者想定） ・協議会の実施（2回分を想定。資料作成、協議会運営を含む） ・業務追加による打合せの追加（中間2回分を想定）

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
本業務の詳細内容について CNPに係る法改正について CNP形成計画策定マニュアルについて	<p>本業務の詳細内容については、別紙「業務内容書」による。</p> <p>CNP形成にあたり、国において「港湾法の一部を改正する法律」（令和4年法律第87号）等が令和4年11・12月に公布・施行されている。本業務に係る計画書策定及び協議会の運営等については、同法に定める事項を満たすものとする。</p> <p>なお、当該法律に関連する資料等については、契約締結後に提供するものとする。</p> <p>上記項目等に関連し、令和3年12月に公表された「CNP形成計画策定マニュアル（国土交通省港湾局）」が当該業務公告後又は履行期間中に改訂された場合は、改訂後のマニュアルに基づき、業務を進めることとする。</p>